

留守家庭児童育成室  
ご利用の保護者 各位

猪名川町生活部こども課長

### 留守家庭児童育成室の新型コロナウイルス感染症に係る対応について（令和4年9月12日以降）

平素は、本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ、猪名川町においても感染が拡大しております。

この度、猪名川町教育委員会より新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いにつきまして変更があったことから、留守家庭児童育成室におきましても、新型コロナウイルス感染症にかかる留守家庭児童育成室の出席停止の扱いについて、下記のとおり変更いたします。

また、各育成室におきましては、引き続き感染防止対策に取り組み、児童の健康に留意しつつ、運営を継続していきます。各ご家庭におかれましても、引き続き手洗い等の感染予防や健康観察について、徹底くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今後、猪名川町教育委員会より新型コロナウイルス感染症に関する通知があった場合、留守家庭児童育成室についても、その内容に準じますので、併せてご協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

《出席停止の扱いについて》 ※            あみかけ部分は9月12日以降の変更か所です。

#### 1. 児童が新型コロナウイルス感染症患者となった場合

自宅等での療養期間（入院の場合、入院期間を含む）を出席停止とします。原則発症日（症状が出た日）の翌日から7日間かつ症状軽快から24時間（入院している場合は、10日間かつ症状軽快から72時間）出席停止となります。無症状の方は、検査日の翌日から、症状が出ないまま7日間（5日目の抗原検査キット\*による検査で陰性を確認した場合には5日間）出席停止となります。ただし、10日間（無症状の場合は7日間）を経過するまでは健康観察が必要となります。所属の小学校に必ず連絡し、小学校の指示に従ってください。また、指示内容をこども課までご連絡ください。

\*抗原検査キット…薬事承認されたものを使用してください

※9月11日以前に陽性の診断を受けている児童につきましても、上記基準は適用されます。

#### 2. 児童が濃厚接触者となった場合

感染者の発症日（感染者が無症状の場合は検体採取日）または感染者の発症等により住居内で感染対策（※）を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目に解除）を自宅待機期間とし、出席停止とします。ご自身で健康観察を行っていただきますようお願いいたします。

ただし、2日目及び3日目の抗原検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登室可能とします。

また、所属の小学校に必ず連絡し、小学校の判断に従ってください。

（※）日常生活を送る上で可能な範囲でのマスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策

### 3. 児童と同居する家族等が濃厚接触者になった場合

濃厚接触者が無症状で、児童も無症状の場合、出席可とします。

### 4. 児童及び職員が感染症患者となった場合の臨時休業等について

育成室内における活動の状態、接触者の多少、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に考慮し、猪名川町教育委員会、伊丹健康福祉事務所等の関係機関と十分協議のうえ、1週間～10日程度の臨時休業を実施する場合がございます。

この場合の臨時休業は保護者のみなさまへ連絡後、直ちに行うこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

保護者のみなさまへの連絡は、子育て支援アプリ「母子モ」にて行います。

### 5. 留意点

- ・「濃厚接触者」とは、感染症患者の感染可能期間（感染症を疑う症状を呈したまたは検査をした2日前から隔離開始までの期間）に接触した者のうち、感染症患者と同居あるいは感染症患者と1メートル以内かつマスクなしで15分以上の接触があった者など、周辺の環境や接触の状況から総合的に判断されます。
- ・各育成室で勤務する職員についても、児童と同等の対応を行います。
- ・児童の感染等による出席停止期間及び自宅待機期間又は各育成室を臨時休業した場合の育成料は、減免（日割り計算）となります。
- ・風邪症状等が出ている場合は、登校および登室をお控えください。また、37.5℃以上の発熱がみられる場合で児童や家族に感染が疑われるときは、県のコールセンター等で相談してください。
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる自宅等での待機期間については、所属の小学校の判断に従ってください。（こども課へも必ずご連絡ください）

### 6. 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

育成室において感染症患者が出た場合、町は個人情報の取り扱いに留意する必要があり、感染した人の氏名などの公表は行いません。人権侵害に繋がることがないように、各自ご配慮くださいますようお願いいたします。

《問合せ先》 猪名川町生活部こども課（留守家庭児童育成室担当） 〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1 TEL:072-768-8720
--